

令和7年6月中野市農業委員会総会会議録

中野市農業委員会告示第3号

令和7年6月26日(木)午後1時30分

市役所4階 会議室41・42・43

○議事日程

1 開会

2 あいさつ

3 議事録署名委員指名

4 付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について

議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る意見について

議案第7号 青年等就農計画の認定に係る意見について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業経営基盤強化促進計画に関する意見について

5 報告事項

(1) 農地法施行規則第29条第1号の規定による農用地を農業施設用地に供することの届出の受理状況について

6 その他

7 閉会

○出席委員

農業委員(20名)

桜沢いづみ委員、高橋一幸委員、坂本秀文委員、小林真一委員、高橋直樹委員、春日雄司委員、池田眞貴子委員、藤田清隆委員、大澤操委員、市川壽善委員、芋川一浩委員、田川新治委員、武田利彦委員、小林美代子委員、丸山和広委員、竹前博文委員、土屋稔委員、関紀子委員、山田喜英委員、増田善行委員

農地利用最適化推進委員(17名)

小林剛委員、中山喜正委員、宮崎喜久雄委員、堀内和幸委員、竹内久委員、高山文雄委員、小林宗和委員、若林栄吉委員、霜鳥明彦委員、風間伸一委員、小林和夫委員、堀米義徳委員、大原善彦委員、神田満委員、清野澄夫委員、高山弥委員、北澤公司委員

○欠席委員 なし

○職務のため出席した農業委員会事務局職員の職氏名次のとおり

農業委員会事務局長	佐々木 篤博
〃 事務局長補佐	芋川 隆志
〃 事務局	矢嶋 裕貴

(開会)
事務局 (佐々木局長)

(午後 1 時 30 分)

皆様お集まりいただきましたので、ただ今から令和 7 年 6 月総会をはじめさせていただきます。

それではここで出席委員数の報告をいたします。ただ今までの出席委員数は、農業委員 20 名中 20 名、推進委員 17 名中 17 名であります。全員の方が出席となっております。

それでは、会長からごあいさつをいただき以降の進行もお願いいたします。

議長 (増田会長)

(あいさつ 略)

先ほどの報告どおり出席委員数が定足数に達しておりますから、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、会議は成立いたしました。ただちに会議を開きます。

日程 3、議事録署名委員の指名につきまして 13 番、田川新治委員、14 番、武田利彦委員を指名いたします。議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第 31 条及び中野市農業委員会会議規則第 9 条に、農業委員会の委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関しましてはその議事に参与することができないとの規定がございます。本日の議案の中でこの規定に該当される委員がいらっしゃいましたらお申し出ください。なお、事前に 16 番 竹前博文委員からは、関連ある議案の連絡がございましたので、該当議案の審議は、退席をお願いいたします。

日程 4、付議事項に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。なお、番号 3 番は、竹前博文農業委員が関連する案件であるため、後程審議いたします。

それでは、議案第 1 号のうち、番号 1 番、2 番及び 4 番について、審議いたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局 (芋川局長補佐)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

説明につきましては、譲受人、譲渡人、申請地、申請理由の順で説明します。

番号 1 番、吉田、〇〇〇〇、吉田、〇〇〇〇、吉田〇〇〇〇、田、541 平方メートル、経営規模拡大のため

番号 2 番、豊津、〇〇〇〇、豊津、〇〇〇〇、豊津〇〇〇〇、田、1239 平方メートル、経営規模拡大のため

番号 4 番、永江、〇〇〇〇、須坂市、〇〇〇〇、永江〇〇〇〇、田、1520 平方メートル、経営規模拡大のため

以上、番号1番2番及び番号4番の案件につきましては、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、農地法第3条第2項の各号に掲げる許可することができない条件について確認したところ該当していないものと考えます。

このため、いずれも許可要件を満たすものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対してご質問ご意見ありましたら、農業委員は議席番号と氏名を述べてから、推進委員は地区名と氏名を述べてからご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第1号のうち、番号1番、2番及び4番までを原案のとおり許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第1号のうち、番号1番、2番及び4番までを原案のとおり許可することに決しました。

（竹前博文委員 退席）

引き続き、議案第1号のうち、番号3番を審議いたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（芋川局長補佐）

譲受人、赤岩、〇〇〇〇、譲渡人、赤岩、〇〇〇〇、申請地、赤岩〇〇〇〇、田、2241平方メートル、申請理由、経営移譲のため

以上、番号3番の案件につきましては、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、農地法第3条第2項の各号に掲げる許可することができない条件について確認したところ該当していないものと考えます。

このため、いずれも許可要件を満たすものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対してご質問ご意見ありましたら、農業委員は議席番号と氏名を述べてから、推進委員は地区名と氏名を述べてからご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第1号のうち、番号3番を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第1号のうち、番号3番を原案のとおり許可することに決しました。

（竹前博文委員 入室）

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（芋川局長補佐） 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
申請者、岩船、〇〇〇〇、申請地、岩船〇〇〇〇、畑、501平方メートル、申請内容、住宅敷地、建築面積、57.96平方メートル、
現在隣接する敷地に両親と暮らしているが、老朽化に伴い申請地に建替えをしたい。
2種農地 法5-②-II（消極的2種）
以上であります。

議長（増田会長） ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。
ありませんければ、お諮りいたします。議案第2号について、賛成の委員の挙手をお願いします。
挙手多数であります。よって議案第2号については原案のとおり許可することに決しました。
次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（芋川局長補佐） 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
説明につきましては、譲受人、譲渡人、申請地、申請内容、申請理由、備考の順で説明します。

番号1番 三ツ和、〇〇〇〇、三ツ和、〇〇〇〇、三ツ和〇〇〇〇、畑、317平方メートル、住宅敷地
現在、三世代で居住しているが手狭であるため、申請地を使用貸借し住宅を新築したい。
2種農地 法5-②-II（消極的2種）

番号2番 片塩、〇〇〇〇、片塩、〇〇〇〇、片塩〇〇〇〇、田、面積636平方メートル、駐車場・自動車置場 敷地
申請地を貸借し、隣接する自動車整備・販売業等に供する駐車場・自動車置場として利用したい。
2種農地 法5-②-II（消極的2種）

番号3番 東京都練馬区、〇〇〇〇、小布施町、〇〇〇〇、江部〇〇〇〇、畑、面積509平方メートル、建売住宅敷地
申請地を取得し、建売住宅2棟を建築したい。
2種農地 法5-②-II（消極的2種）

以上であります。

議長（増田会長） ただいまの説明に対してご質問ご意見ありましたら、農業委員は議席番号と氏名を述べてから、推進委員は地区名と氏名を述べてからご発言

願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第3号を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第3号を原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見についてを議題とします。なお、番号5番から6番は、竹前博文委員が関係する案件であるため、後ほど審議いたします。それでは、議案第3号のうち、番号1番から4番 及び 番号7番から18番までを審議いたします。事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査）

議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
（説明）

以上については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定される要件等をいずれの者におかれましても満たしているものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第4号 番号1番から4番 及び 番号7番から18番について、賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手多数であります。議案第4号 番号1番から4番 及び 番号7番から18番については意見なしとすることに決しました。

（竹前博文委員 退席）

次に、議案第4号 番号5番から6番までを対象として審議します事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査）

（説明）

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第4号 番号5番から6番について、賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手多数であります。よって議案第4号 番号5番から6番については意見なしとすることに決しました。

（竹前博文委員 入室）

次に、議案第5号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査）

議案第5号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について
（説明）

以上については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定される要件等をいずれの者におかれましても満たしているものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第5号について、要請することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手多数であります。よって議案第5号を要請することに決しました。

次に、議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査）

議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
（説明）

以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第6号について意見なしとすることに賛成委員の挙手をお願いします。挙手多数であります。よって、議案第6号は意見なしとすることに決しました。

次に進みます。議案第7号 青年等就農計画の認定に係る意見についてを議題といたします。

事務局から議案説明をお願いします。

事務局（矢嶋主査）

議案第7号 青年等就農計画の認定に係る意見について
（説明）

以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第7号について意見なしとすることに賛成委員の挙手をお願いします。挙手多数であります。よって、議案第7号は意見なしとすることに決しました。

次に進みます。議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業経営基盤強化促進計画に関する意見についてを議題といたします。

事務局から議案説明をお願いします。

事務局（芋川局長補佐）

議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業経営基盤強化促進計画に関する意見について

先月、農業振興課から話のありました地域計画に追加変更したい案件について意見を求められているものであります。

変更したい地区は4地区、中野地区、平野地区、科野地区、豊田地区になります。

中野地区は、〇〇〇〇、平野地区は、〇〇〇〇、〇〇〇〇、科野地区は、〇〇〇〇、豊田地区は、〇〇〇〇。

以上になります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

18番 山田喜英委員

18番の山田です。地域計画についてということですが、本件について農業委員会としての関わりについて教えてもらいたいと思います。

事務局（芋川局長補佐）

地域計画の作成につきましては、耕作地を中心に地図へ記載していただいていた。今回は農業生産施設を地図の方に掲載したいという内容になっています。

基本的には、耕作地ではない農業生産施設についても地域計画に含まれていくということになりますのでご承知おきいただきたいと思ます。

議長（増田会長）

地域計画を作るときは、この農地は10年後にどなたが耕作されるのですかということで、地図の作成をお願いしておりました。

農業生産施設につきましても、同じ農業者として国の補助金を適用するには地域計画への掲載が必要とのことで、地域計画の地図に入れなければいけないという県の指導のもと、今回変更をかせさせていただきたいという内容になっています。

18番 山田喜英委員

法律が変わってきて水耕栽培施設なども農地として扱われるとされていますよね。今回のような農地ではない農業用施設を農業委員会としてどのように関わっていくのかをお教えいただきたいのですが。

事務局（芋川局長補佐）

農地法上、農業用施設の設置は農地転用になりますので、農地としては見ていませんが、農振農用地としては軽微変更ということで農振農用地からの除外はしていません。関わりとしては農業をやっている者としてみていただければと思います。

議長（増田会長）

農業者に関係する意見については農業委員会に意見を求めるということになっております。農業用施設で栽培している方も一般的に見れば農業者であり、我々の立場であればそれについて意見を求められるということになります。よろしいでしょうか。

他に意見等ございますでしょうか。

事務局（佐々木局長）

私の方から補足説明ですが、昨年度、農業委員会としては各委員にお

願いして、まずは目標地図や地域計画を法に基づき公表するという
こと、その目的は、農地の集約集積等を含め 10 年後の農地をどうするか
ということで対応していただきました。

今回の 4 地区のお話につきましては、昨年度まで認定農業者の方が国
や県の制度を活用にして国や県から支援を受けていらっしやったとの
ことですが、今年度から地域計画の制度へ変わったことにより、国や県
からその支援を受けるには認定農業者であることだけでなく、地域計画
に位置付けられることが必要とのこと。ただ、中野市の特異な部分
があると思うのですが、きのこを栽培されている方は農業をやっていな
いけれども認定農業者である方もいらっしやるため、地域計画にはどの
ような形で位置付けていくべきなのかというお話がございました。

これに対し、国からは地域計画への位置付けが第一だという回答をい
ただいたそうです。また、法律上、その地域計画に位置づけるためには
市が農業委員会に意見を求めなければならないということになってお
ります。

これについては、制度上、認定農業者は地域計画に位置付けるという
ことができいくことがいいのではないかと思います、私どもの方から
も市を通じて県へお伝えすべきと思っております。

本日、農地を持っていない者であるということの取り扱いについては
明確ではない部分があるのですが、市から農業委員会へ追加変更したい
件について意見を求められており、最終的な適否は市の方で行いますの
でその点も考慮いただきながら、審議いただければと思います。

議長（増田会長）

ただいま、局長から説明がありましたが、他にご意見ございますでし
ょうか。

10 番 市川壽善委員

10 番、市川です。これから融資を受けたいと考えるきのこ栽培者など
もいらっしやると思うのですが、その方々もこれから出てくるというこ
となのでしょうか。

議長（増田会長）

はい。その方も出てくるし、まだ地域計画を作っていない地域の方々も
出てくる可能性があります。

10 番 市川壽善委員

わかりました。

14 番 武田利彦委員

14 番、武田です。平岡地区の地域計画は決まっていない箇所があるの
ですが、〇〇〇〇を加えるということは、同じ施設が平岡地区内にある
のですが、地域計画に加えて良いということでしょうか。

議長（増田会長）

これから見直しをしていく中で入れていただいて構いません。

事務局（芋川局長補佐）

最初、農業振興課と打ち合わせをした中では認定農業者は多くいらっ
しやいますので、その方たちを地域計画の地図に掲載したらどうかとい
うことでお伝えしましたが、県の指導により、全ての認定農業者を一度

に加えるのはいかなものかという意見がありましたので、今回、個別にお話をいただきました4地区のみ挙げております。

先ほどから申し上げているとおり、今後の見直しでこの関係中心になりますが、認定農業者も地図に掲載して行けるように変更していきたいと市の方でも考えておりますのでよろしくお願いします。

事務局（佐々木局長）

今年度、地域計画を見直すということで各地区の委員さんをお願いしていくことになるのですが、農業振興課には私どもの方から、認定農業者はもれなく位置付けられるような形で進めていきたいとお話しています。

農業委員会としては各地区の中で農地を持たない認定農業者の情報は把握しきれていないため、各地区の認定農業者に関する情報は市の協力をいただきながら、協議の場、座談会の方で位置付けていきたいと考えております。私どもの希望とすれば認定農業者は漏れなく地域計画に位置付けていきたいと考えておりますので、ご了承いただければと思います。

議長（増田会長）

他にご意見ございますでしょうか。

倭地区 堀米義徳委員

倭地区の堀米です。地域計画は今年の3月末で完成したものが閲覧できる形となっております。その中では地域農業を担うものの一覧という表が掲載されています。それが今回のポイントとなると思うのですが、そこでは農業者の名称が掲載されていません。ですので、一度決定したものはしっかりフィードバックされるのはいかがでしょうか。

事務局（佐々木局長）

ありがとうございます。ただいまの件につきまして、こちらでも確認したところ、堀米委員さんのおっしゃる通りですので、これについては、市の担当部局へお伝えしてあります。また、最終的な方向性が出ましたら報告の場を作りたいと思いますのでよろしくお願いします。

倭地区 堀米義徳委員

ありがとうございます。

議長（増田会長）

他にご意見ございますでしょうか。ここで採決をさせていただきたいと思えます。

議案第8号について意見なしとすることに賛成の挙手を求めます。

ありがとうございます。

挙手全員であり、よって議案第8号は意見無しとすることに決めます。

本日お願いしておりました議事は、以上となります。全体を通して何か質問などありますでしょうか。無いようですので、事務局へお返しします。

事務局（佐々木局長）

増田会長お疲れ様でした。つづいて日程5 報告事項 に入ります。

事務局（芋川局長補佐） 報告事項（1）農地法施行規則第29条第1号の規定による農用地を農業施設用地に供することの届出の受理状況について

（説明）

以上です。

事務局（佐々木局長） ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見等ありましたら、お願いします。

無いようですので、次に進みます。続いて、日程6 その他 に入ります。

（説明）

全体を含めて何かありましたらお願いします。

ありませんければ、以上をもちまして、本日の中野市農業委員会総会を閉会といたします。

（午後2時30分 閉会）

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証明するためにここに署名する。

中野市農業委員会長（議長） 増田 善行

署名委員 田川 新治

署名委員 武田 利彦